

令和 6 年 9 月 30 日

海上運送法第 4 条第 6 号に基づく審査基準（サービス基準）の
一部改正案に関する意見募集の結果について

中国運輸局では、令和 6 年 8 月 10 日から令和 6 年 9 月 9 日までの間、海上運送法第 4 条第 6 号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改正案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関する御意見はございませんでした。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- (1) 募集期間：令和 6 年 8 月 10 日 ～ 令和 6 年 9 月 9 日
- (2) 周知方法：中国運輸局ホームページに掲載
- (3) 意見提出方法：電子メール

2. 意見数

提出意見数 0 件

3. 定めようとする命令などの題名

海上運送法第 4 条第 6 号に基づく審査基準（サービス基準）の一部改正案

4. 命令等の案の公示の日

令和 6 年 8 月 10 日

5. 施行年月日

令和 6 年 10 月 1 日

6. お問合せ先

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課
電話番号 082-228-3679

7. 公募資料

意見公募時資料

「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改正案」
の御意見募集について

令和 6年 8月 8日
中国運輸局

中国運輸局では、「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改正」を予定しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、同基準の公示を改正する際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改正案

2. 意見募集期間

令和 6年 8月 10日(土) ~ 令和 6年 9月 9日(月)まで

3. 意見の提出方法

別紙の意見提出様式に記入の上、以下の方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

[電子メール(テキスト形式)による提出]

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

電子メールアドレス : cgt-ryokaku@gxb.mlit.go.jp

※件名を「サービス基準に関する公示の一部改正案」としてください。

4. 留意事項

- ・氏名(法人その他の団体にあつては名称)については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がございますので、御承知おきください。
公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。
- ・住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

5. お問い合わせ先

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

TEL:082-228-3679

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課 宛

「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改正案」に関する意見

(フリガナ) 氏 名		
所属	会社名又は 所属団体名	
	部 署 名	
住 所		
電 話 番 号		
電子メールアドレス		
意 見		

「海上運送法第4条第6号の審査基準（サービス基準）に関する公示の一部改正案」 について

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

1. 指定区間について

海上運送法（以下「法」という。）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間について、関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

2. 法第4条第6号の審査基準について

指定区間を含む航路に係る一般旅客定期航路事業の許可基準では、法第4条第1号から第5号までの許可基準に加え、当該指定区間に係る船舶運航計画の内容（運航日程等）が、離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであることが必要とされています。

3. 審査基準（サービス基準）改正案について

（1）指定区間番号80「三角島」（広島県）

① 改正する内容

運航日程及び運航回数（別紙1）

② 改正する理由

将来にわたって航路を安定的に確保するためには効率的な運航への見直しが必要であることから、利用者の減少など需要の変化に対応するため。

（2）指定区間番号81「齋島」（広島県）

① 改正する内容

運航日程及び運航回数（別紙1）

② 改正する理由

将来にわたって航路を安定的に確保するためには効率的な運航への見直しが必要であることから、利用者の減少など需要の変化に対応するため。

なお、指定区間の一部である「豊島漁港齋島地区と豊島漁港立花地区との間」及び「豊島漁港齋島地区と豊島漁港大浜地区との間」については、現在、国土交通省海事局において指定区間解除の手続きが進められています。

(3) 指定区間番号 5 1 「岡山高島」及び指定区間番号 5 5 「佐柳笠岡」

① 改正する内容

指定区間の集約に伴う変更（別紙 2）

② 改正する理由

将来にわたって航路を安定的に確保するためには効率的な運航への見直しが必要であり、効率化のために再編された航路実態を踏まえ、指定区間「岡山高島」を解除し、指定区間「佐柳笠岡」に集約を行うため。

なお、指定区間の集約については、現在、国土交通省海事局において手続きが進められています。

4. 施行日（予定）

令和 6 年 10 月 1 日

指定区間に係るサービス基準改正案

【現行】

(下線の部分は改正部分)

指定区間 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
80	三角島	御手洗港三角地区と御手洗港久比地区との間	<u>3/1~10/31</u> 毎日(日曜・祝日・休日を除く)	1日 5往復	旅客27名 車両 3台
			<u>3/1~10/31</u> 日曜・祝日・休日	1日 4往復	
			<u>11/1~2/末</u> 毎日(日曜・祝日・休日・年末年始を除く)	1日 7往復	
			<u>11/1~2/末</u> 日曜・祝日・休日	1日 5往復	
81	齋島	豊島漁港齋島地区と御手洗港久比地区との間	<u>毎日(年末年始を除く)</u>	1日 4往復	旅客46名
			<u>年末年始(元日を除く)</u>	1日 2往復	
		<u>豊島漁港齋島地区と豊島漁港立花地区との間</u>	<u>毎日(年末年始を除く)</u>	1日 4往復	
			<u>年末年始(元日を除く)</u>	1日 2往復	
		豊島漁港齋島地区と豊島漁港豊島地区との間	<u>毎日(年末年始を除く)</u>	1日 5往復	
			<u>年末年始(元日を除く)</u>	1日 3往復	
		<u>豊島漁港齋島地区と豊島漁港大浜地区との間</u>	<u>毎日(年末年始を除く)</u>	1日 4往復	
			<u>年末年始(元日を除く)</u>	1日 2往復	

【改正案】

(下線の部分は改正部分)

指定区間 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
80	三角島	御手洗港三角地区と御手洗港久比地区との間	<u>毎日(元日を除く)</u>	1日 4往復	旅客27名 車両 3台
81	齋島	豊島漁港齋島地区と御手洗港久比地区との間	<u>毎日</u> (元日、1月2日及び1月3日を除く)	1日 3往復	旅客46名
			<u>1月2日及び1月3日</u>	1日 2往復	
		豊島漁港齋島地区と豊島漁港豊島地区との間	<u>毎日</u> (元日、1月2日及び1月3日を除く)	1日 4往復	
			<u>1月2日及び1月3日</u>	1日 3往復	

指定区間に係るサービス基準改正案

【現行】

(下線の部分は改正部分)

指定区 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
51	岡山高島	高島漁港と笠岡港笠岡地区との間	毎日	1日 1往復	旅客20名
		高島漁港と笠岡港神島地区との間	毎日	1日 1往復	
55	佐柳笠岡	佐柳港本浦地区と真鍋島のいずれかの港との間	1週間の内1日間	1日 1往復	旅客72名
		真鍋島のいずれかの港と笠岡港笠岡地区との間	毎日	1日 3往復	
		北木島港大浦地区と笠岡港笠岡地区との間	毎日	1日 7往復	
		北木島港楠地区と笠岡港笠岡地区との間	毎日	1日 1往復	
		白石島漁港と笠岡港神島地区との間	毎日	1日 3往復	
		真鍋島のいずれかの港と笠岡港神島地区との間	毎日	1日 3往復	
		北木島港大浦地区と笠岡港神島地区との間	毎日	1日 3往復	
		北木島港大浦地区と白石島漁港との間	毎日	1日 5往復	
		真鍋島のいずれかの港と北木島港大浦地区との間	毎日	1日 5往復	

【改正案】

(下線の部分は改正部分)

指定区 番号	指 定 区 間		サービス基準		
	名称	区 間	運航日程	運航回数	その他
55	佐柳笠岡	佐柳港本浦地区と真鍋島のいずれかの港との間	1週間の内1日間	1日 1往復	旅客72名
		真鍋島のいずれかの港と笠岡港笠岡地区との間	毎日	1日 3往復	
		北木島港大浦地区と笠岡港笠岡地区との間	毎日	1日 7往復	
		北木島港楠地区と笠岡港笠岡地区との間	毎日	1日 1往復	
		白石島漁港と笠岡港神島地区との間	毎日	1日 3往復	
		真鍋島のいずれかの港と笠岡港神島地区との間	毎日	1日 3往復	
		北木島港大浦地区と笠岡港神島地区との間	毎日	1日 3往復	
		北木島港大浦地区と白石島漁港との間	毎日	1日 5往復	
		真鍋島のいずれかの港と北木島港大浦地区との間	毎日	1日 5往復	
		高島漁港と笠岡港笠岡地区との間	毎日	1日 1往復	
		高島漁港と笠岡港神島地区との間	毎日	1日 1往復	